

事務事業評価シート

評価実施年度：平成30年度

上位の施策名称 施策Ⅱ-2-4
障がい者の自立支援

1. 事務事業の目的・概要

事務事業担当課長 障がい福祉課長 半場 祐子 電話番号 0852-22-6256

事務事業の名称	障がい者施策推進事業	
目的	(1) 対象	障がい者
	(2) 意図	計画に基づいた施策を展開することにより障がい者が多様な福祉サービスを受けられるようにする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者基本法、障害者総合支援法など障がい者に関する各法に基づく審議会等の開催 ・障害者差別解消法に基づく普及啓発、相談体制の整備等 ・様々な障がいの特性や障がいのある方が困っていること、そしてそれぞれに必要な配慮を理解し、日常生活でちょっとした配慮を実践し、誰もが暮らしやすい地域社会をつくっていく「あいサポート運動」の推進 ・県内で開催される障がい者団体の全国規模の大会等への助成 ・県庁窓口での手話によるコミュニケーション手段の確保 	

2. 成果参考指標

成果参考指標名等		年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	単位	
1	指標名	障がい者施策審議会開催回数	目標値		1.0	1.0	1.0	1.0	回
	式・定義	障がい者施策審議会開催回数	取組目標値						
			実績値	1.0	1.0	2.0			
			達成率	-	100.0	200.0	-	-	%
2	指標名	あいサポーターの人数	目標値		32,000.0	37,000.0	42,000.0	47,000.0	人
	式・定義	あいサポーターの人数	取組目標値						
			実績値	27,611.0	33,989.0	38,987.0			
			達成率	-	106.3	105.4	-	-	%

3. 事業費

	前年度実績	今年度計画
事業費 (b) (千円)	7,586	14,908
うち一般財源 (千円)	5,087	10,796

4. 改善策の実施状況

前年度の課題を踏まえた改善策の実施状況	②改善策を実施した（実施予定、一部実施含む）
---------------------	------------------------

5. 評価時点での現状（客観的事実・データなどに基づいた現状）

- ・障がい者施策審議会、障がい者自立支援協議会の審議などを踏まえ、平成29年度末に障がい者基本計画（平成30年度～平成35年度）及び第5期障がい福祉計画（平成30年度～平成32年度）を策定
- ・あいサポーター数は、対前年度で4,998人の増加（平成28年度：33,989人 → 平成29年度：38,987人）
- ・障害者差別解消法に係る相談件数 平成28年度 25件（県11件、市町村14件 差別的取扱い11件、合理的配慮の不提供10件、その他4件）
平成29年度 30件（県15件、市町村15件 差別的取扱い4件、合理的配慮の不提供10件、その他16件）
- ・県庁本庁舎受付にテレビ電話を設置して島根県聴覚障害者情報センターと回線をつなぎ、聴覚障がいのある方が来庁された際、手話で意思疎通できるよう整備

6. 成果があったこと（改善されたこと）

- ・障がい者からの相談に対応するため、障がい福祉課に相談窓口を設置し相談員を配置
- ・相談窓口を有する関係機関によるネットワークを形成し、相談事例の共有を図るため、島根県障がい者差別解消支援地域協議会を設置・開催
- ・障害者差別解消法及びあいサポート運動について、障害者週間に各市町村及び各市町村社会福祉協議会にも協力を求め、全県的に街頭キャンペーンを実施するなど普及啓発を図り、あいサポーター数が増加
- ・配慮を必要としていることが外見からは分かりにくい方が身に付ける「ヘルプマーク」「ヘルプカード」を平成29年12月から導入
- ・県の指定管理者制度導入施設において合理的配慮の提供が担保されるよう、指定管理業務の評価項目や、指定管理者と交わす協定書のひな形に合理的な配慮の提供を追加するとともに、指定管理者及び所管課を対象とした研修を実施
- ・市町村の指定管理者制度導入施設における合理的な配慮の提供の取組状況を調査するとともに、取組みの推進を依頼

7. まだ残っている課題（現状の何をどのように変更する必要があるのか）

①困っている「状況」

- ・障害者差別解消法施行後、県内行政機関に設置した相談窓口への障がい者からの相談件数が一定数寄せられている上、平成29年度の相談件数は前年度よりも増加している。障がいを理由とする差別が未だ存在していること、障がい者が不当な差別的取扱いを受けた時や合理的配慮を提供してもらえなかった時に解決まで至っていない案件が潜在している可能性がある。
- ・指定管理者制度導入施設においても行政機関と同様、合理的配慮の提供が担保されるよう求める声が上がっている。
- ・県庁窓口で、手話によるコミュニケーションを行うためにテレビ電話を使用した実績がない。

②困っている状況が発生している「原因」

- ・障害者差別解消法が施行されて2年経つが、民間事業者や指定管理者において法の趣旨等の理解が十分ではないと推測される。
- ・不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮の提供を受けられなかった時に、どこに相談してよいか分からない、相談してもよいかどうか分からないという方がいることが推測される。
- ・これまでは窓口で筆談により対応できたことと、聴覚障がいのある方への周知不足が考えられる。

③原因を解消するための「課題」

- ・法の趣旨や障がい特性に関する普及啓発活動は、単発でなく、毎年度、反復継続的に行う必要がある。
- ・相談窓口の周知を図るとともに、関係機関との情報共有により、情報や事例を蓄積し、相談があった場合に適切に対応できるようにする必要がある。
- ・市町村は相談窓口や指定管理者制度を所管しているにも関わらず、一部において障害者差別解消法に定める職員対応要領を未策定であることや、指定管理者に対する法の意識付けが不十分である。
- ・聴覚障がいのある方に窓口でテレビ電話を気軽に使用してもらうよう周知が必要。

8. 今後の方向性（課題にどのような方向性で取り組むのかの考え方）

- ・広く県民や職員に対して、引き継ぎ法の趣旨や、あいサポート運動、ヘルプマークの普及等を通じた障がいの特性や必要な配慮についての啓発活動を行う。
- ・相談窓口の周知を図り、障がい者が相談しやすい環境づくりを進める。
- ・障がい者差別解消支援地域協議会において相談事例の共有を図り、関係機関の相談への対応力を強化する。
- ・全ての市町村において障害者差別解消法に定める職員対応要領が策定されるよう働きかける。
- ・県及び市町村の指定管理者制度導入施設においても合理的配慮の提供が担保されるよう、指定管理者への働きかけ、協定書の見直し等の取組みを進める。こうした取組みを反復して、かつ、内容を工夫しながら継続することで、障がいを理由とする差別的解消を推進する。
- ・聴覚障がいのある方が必要な場合は、手話でコミュニケーションできるように、県庁窓口を引き続きテレビ電話を設置し、障がい者団体等へ改めて周知を図る。また、団体に助言をもらいながら、より使いやすい設置方法等を検討する。